

非常事態宣言

令和2年4月10日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

今回の新型コロナウイルスは、

- 1 感染拡大のスピードが極めて早い
- 2 感染しても自覚がないケースがある
- 3 治療薬もワクチンもない
- 4 幼少の子どもから高齢者まで広く感染する

などの特徴のある、人類が初めて体験するウイルスである。

本県においては、3月半ばから急増し、3月22日から昨日まで19日連続で、1名の死者を含め、87名の感染者が確認されている。これは、緊急事態宣言の対象地域である7都府県に迫る高い発症数である。

1週間毎の増加数をみても、最近の1週間では46名で、その前の週の19名と比べ、約2.5倍に急増している。

さらに、可児市内のクラスター（集団感染）は終息することができたものの、岐阜市内において、ナイトクラブ関係のクラスターが発生し、昨日にも料理店における新たなクラスターが判明している。

そして、感染経路不明の感染者は、全体の約2割へと拡大しており、さらなるクラスターの発生が懸念されるところである。

これらの状況について、県専門家会議は、「県内全域で、待ったなしの危険水域に達している」と警告している。

以上を踏まえ、本県が「非常事態」にあるとの認識に立って、現在展開している「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」を抜本的に見直し、以下の「非常事態」総合対策（別添）を実施することとする。

- 1 「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の強化・延長
(5月6日まで)
- 2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化
(検査の徹底、病床の増加、マスク等医療資材の確保)
- 3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

すべての県民の皆様とともに、「オール岐阜」でこの「非常事態」総合対策を実施することが不可欠である。ご理解、ご協力をお願いする。